

河北省大気汚染防止行動計画実施方案

中共河北省委 河北省人民政府

《河北省大気汚染防止行動計画実施方案》の発令に関する通知

各市委、市人民政府、省直各部門、各人民団体、各直管県（市）委、県（市）人民政府：ここに、《河北省大気汚染防止行動計画実施方案》を印刷・発信する。真摯かつ確実に実施するように。

中共河北省委
河北省人民政府
2013 年 9 月 6 日

国务院の大気汚染防止業務に関連する関係配置を着実に貫徹し、大気汚染の総合対策を強化し、全省の空気環境の品質を改善するために、我が省の現実と結合し、統一的な計画を各方面に配慮することに基づき、重点を明確にし、調査と防止を行い、総合的に対策を行い、実効的な原則を重視し、本実施方案を制定する。

一、指導思想

科学的發展観を指導とし、生態文明の建設を大いに推進し、良好な生態環境を人々の生活を改善するための重要な目標とし、經濟發展と環境保護の協調を堅持し、全面的な推進と重点の突破を共に結合し、現地の管理と地域の協業を一致させ、総量削減と品質改善を同じテンポで進め、發展方式を転換し、産業構造を最適化し、微小粒子状物質（PM2.5）が主原因である大気汚染問題の解決に注力し、重点都市、重点産業、重点企業の汚染対策をより良く行い、政府の統率指導、企業の改善実施、技術刷新の駆動、社会の監督管理、大衆の参画による大気汚染防止のための新しいメカニズムを形成し、2017 年までに全省の空気環境の品質を明確に好転させる総合的な目標を実現し、首都及び周辺地域の大気環境の品質を改善するために重要な貢献を作り出す。

二、目標

1. 総体目標：今後 5 年の努力により、全省の空気環境の品質を全体的に改善し、重汚染日を大幅に減少させる。更に 5 年の時間あるいはより長い時間をかけて、重汚染日を基本的に無くし、全省の空気環境の品質を全面的に改善し、人民群衆が新鮮な空気を呼吸できるように努力する。

2. 具体目標

(1) 2017 年までに、全省の微小粒子状物質の濃度を 2012 年比で 25%以上削減する。首都周辺及び大気汚染が比較的深刻な石家庄、唐山、保定、廊坊と定州、辛集の微小粒子状物質濃度を 2012 年比で 33%削減し、邢台、邯鄲では 30%、秦皇島、滄州、衡水では 25%以上、承德、張家口では 20%以上削減する。

(2) 2017 年までに、全省の石炭消費量を 2012 年比で 4,000 万 t 削減する。

(3) 2014 年までに、国が“十二次五ヵ年計画”で下達した老朽化した生産能力を淘汰する任務（老朽化したセメント生産能力 6,100 万 t 以上、板ガラス生産能力 3,600 万重量箱の淘汰）を 1 年前倒しして完成する。2017 年までに、全省の鉄鋼生産能力を 6,000 万 t 削減し、10 万 kw 以下の石炭の常時燃焼ユニットを全て淘汰する。2016 年、2017 年には、範囲が広範で、基準が更に高い老朽化した生産能力を淘汰する政策を制定し、重点業種の汚染排出強度を 30%以上低下させる。

(4) 二酸化硫黄、窒素酸化物、微小粒子状物質と揮発性有機化合物の排出総量を大幅に削減する。2015 年までに、燃焼ユニット、鉄鋼焼結機の新建と改造を行い、脱硫対策を完成し、その他の排出ルートを取り除く。石炭燃焼の発電所、セメント工程では脱硝対策を完成する。石炭燃焼発電所、セメント、鉄鋼等の業種では集塵の機能向上改造を完成する。石油化学工業では有機排ガスの総合対策を完成する。2017 年までに、有機化学工業、医薬、表面塗装、プラスチック製品、包装印刷等の重点産業では揮発性有機化合物の総合対策を展開する。

(5) 2014 年までに、各区市と省直轄県（市）の都市建設区では“黄標車（排気ガス汚染が深刻な車両）”の規制を全面的に実施する。2015 年までに、2005 年末以前に登録され営業している黄標車を全て淘汰する。2017 年までに、全ての黄標車を淘汰する。

(6) 2014 年までに、あらゆる給油所、貯油庫、タンクローリーのガス回収対策を完成する。

(7) 2013 年末までに、全省で国が規定する第 4 段階基準に符合する車両用ガソリンを供給する。2014 年末までに、全省で国家が規定する第 4 段階基準に符合する車両用のディーゼル油を供給する。2015 年末までに、全省で国が規定する第 5 段階基準に符合する車両用ガソリン、ディーゼル油を供給する。

(8) 2017 年までに、全省で改造に値する 80%の老朽化住宅の熱供給用の計量及び省エネルギー改造を完成する。

三、重点業務

(一) 工業企業の対策を強化し、汚染物の排出を削減する。

3. 石炭燃焼小型ボイラーを全面的に整理する。熱エネルギーとガスのパイプ網の建設を加速し、集中熱供給、“石炭をガスに改める”、“石炭を電気に改める”プロジェクトの建設を通じて、2015 年までに、保留が必要なもの以外、各区市と省直轄県（市）の都市建設区では、10 スチーム t/h 以下の石炭燃焼ボイラー、飲・浴用ボイラーを淘汰し、石炭燃焼ボイ

ラーの新建を禁止する。その他の地区では原則として 10 スチーム t/h 以下の石炭燃焼ボイラーを新建してはならない。2017 年までに、各区市と省直轄県（市）の都市建設区では 35 スチーム t/h 以下の石炭燃焼ボイラーを淘汰し、都市と農村の結合地区とその他の郊外区・県の農村地区では 10t/h 以下の石炭燃焼ボイラーを基本的に淘汰しなければならない。熱供給・ガス供給パイプの普及が及ばないその他の地区では、電気、新エネルギーあるいはクリーンコールに改め、高効率省エネルギー環境保護型ボイラーシステムの応用・普及を図る。化学工業、パルプ、捺染、製革、製薬等企業の集積地では、熱電気コージェネレーションユニットの集中建設を通じて、分散する石炭燃焼ボイラーを徐々に淘汰する。

4. 重点業種における脱硫、脱硝と集塵改造を加速する。全省 25 社の電力企業の 65 台約 1,400 万キロワットの石炭燃焼ユニット、71 社の鉄鋼企業の 120 台約 18,000 m²の焼結機とペレット生産設備、4 社の石油精製企業の触媒・クラッキング装置、1 社の非鉄金属精錬企業は一律に脱硫装置を設置し、114 台約 4,800 スチーム t の石炭燃焼ボイラー（20 スチーム t/h 以上）は全て脱硫改造を実施する。循環流動床ボイラーを除き、あらゆる石炭燃焼ユニットは一律に脱硝装置を設置し、99 台約 2,800 万キロワットの石炭燃焼ユニットは全てセットで脱硝設備を設置し、67 ライン約 6,200 万 t の新型乾式セメント生産ラインでは低窒素燃焼の技術改造及び脱硝設備の建設を実施する。41 社 88 台約 1,200 万キロワットの石炭燃焼ユニット、64 社約 1 億 8,000 万 t の鉄鋼、40 ライン約 2,300 万 t のセメント等の企業及び 164 台約 5,600 スチーム t/h の石炭燃焼ボイラーの現有の集塵設備には性能向上のための改造を実施する。

5. 揮発性有機化合物の汚染対策を推進する。石油化学工業、有機化学工業、表面塗装、包装印刷等の重点産業では揮発性有機化合物の総合対策を展開し、石油化学工業で“漏洩の検査・測定と修復”の技術改造を展開する。非溶剤型塗料製品のイノベーションを推進し、生産と使用の過程で排出される揮発性有機化合物を削減する。水性塗料の使用を普及させ、低毒性、低揮発性溶剤の生産、販売、使用を奨励する。2013 年までに、揮発性有機化合物の基礎的データ調査業務を完了する。2014 年までに、全省で 7,202 のガソリンスタンド、82 の貯油庫と 1,500 台のタンクローリー車のガス回収対策を完成する。原油製品の港湾ベースではガス回収対策を積極的に展開する。2017 年までに、121 社の重点企業で揮発性有機化合物の総合対策を展開する。

（二）面源汚染対策を深化させ、粉塵汚染を厳格に抑制する。

6. 施工現場の粉塵環境の監督管理を強化する。住宅建築と公共施設の建設現場の粉塵環境の監督管理を強化し、グリーン施工を積極的に推進し、建設プロジェクトの施工現場では必ず密閉式フェンスを設置し、オープン式の作業を厳禁し、施工現場の道路、作業区、生活区では必ず地面の硬化を行わなければならない。施工による粉塵の抑制状況は建築企業の信用管理システムに組み込み、入札の重要なデータとする。2015 年までに、各区市と省直轄の県（市）の残土運搬車両は全て密閉措置をとり、同時に徐々に GPS システムを設置する。重点建築施工現場ではビデオを設置し、オンライン管理を実施する。道路の機械化

清掃等の粉塵抑制方式を推進する。各種貯炭、パイルは密閉貯蔵もしくは防風・粉塵抑制設備を建設する。

7. 鉱山粉塵を厳しく抑制する。法律に基づき、都市周辺の非合法採鉱、採石、採砂企業を取り締まる。既存企業ではビデオを設置し、オンライン管理を実施する。高速道路、鉄道の両側と都市周辺の鉱山、石炭配送場所等、粉塵汚染を発生する企業では、一層厳格な粉塵抑制措置を採り、粉塵汚染を抑制しなければならない。暖房期と重汚染天気等の重点で敏感な時期には、生産制限、排出制限等の措置を講じる。

8. 飲食業の汚染排出を厳格に改善する。2017年までに、都市区で飲食サービスを営む場所のすべてに高効率油煙浄化設備を導入し、浄化型家庭用換気扇の使用を普及する。都市区での露天焙焼を厳禁する。

9. 農村の面源汚染改善を強化する。農村の面源汚染の総合対策を強化し、農村の環境を改造し向上する。グリーンかつエコロジカルで長く効果がある緩効性化学肥料の使用、及び化学肥料の使用効率の向上を推進し、高効率、低毒性、低残留農薬を使用し、効果的に環境汚染を削減する。緩効性肥料の新品種を積極的に開発し、化学肥料使用過程におけるアンモニアの排出を削減する。農作物のわら・茎の焼却を全面禁止し、リモートセンシング技術の採用を採用し、重点となる監督管理区域を確定し、焼却行為を管理・抑制する。農作物のわら・茎の综合利用モデルプロジェクトを推進する。都市及び周辺地区における廃棄物の露天焼却を厳禁する。

10. 緑化面積を拡大する。都市建設区の緑地規模を拡大し、道路の緑化、商業住居エリアの緑化、立体空間の緑化、緑道・パーゴラと緑地公園の建設を継続して推進する。都市周辺の緑化、農村緑化、住居前後の緑化と防風・防砂林の建設を推進する。

(三) 移動汚染源改善を強化し、自動車による汚染排出を削減する。

11. 都市交通管理を強化する。都市機能と配置計画を最適化し、都市交通のスマート管理を推進し、都市交通の渋滞緩和を図る。公共交通の優先戦略を実施し、公共交通の使用比率を高め、歩行、自転車の交通システムの建設を強化する。都市間の総合交通システムを最適化し、都市周辺の高速道路 ETC 電子ノンストップ集金システムの建設を強化し、地域的な道路網、鉄道網の建設を推進し、人の流れ、物流及びその他の輸送方式を合理的に調整する。

12. 燃油品質を向上する。石油精製企業のレベルアップ向上を加速し、車用ガソリン、ディーゼル油の供給基準は目標計画を実現する。ガソリンスタンドは基準を満たさない車用ガソリン、ディーゼル油を販売、供給してはならない。石油製品の品質に対する監督・検査を強化し、非合法的な生産、販売行為を厳格に打ち砕く。

13. 都市の自動車保有台数を抑制する。都市の発展計画と都市環境のキャパシティに基づき、各区市と省直轄の県（市）は自動車保有台数を合理的に抑制しなければならない。石家庄市及び京津（北京・天津）周辺都市では自動車保有台数の増加速度を厳格に抑制し、グリーン交通の奨励、使用コストの引き上げる等の措置を通じて、自動車の使用頻度を低

減する。

14. 黄標車（排気ガス汚染が深刻な車両）の淘汰を強化する。2014 年までに、各区市と省直轄県（市）の都市建設区で全面的に“黄標車”の走行制限を実施する。2015 年までに、2005 年末以前に登録・営業している“黄標車”46 万台を淘汰する。2017 年までに、105 万台“黄標車”を全て淘汰する。

15. 自動車の環境保護管理を強化する。環境保護、工業と情報化、品質管理、工商等の部門が連合して新たに生産する車両の環境保護の監督管理を強化し、環境保護の基準に満たない車両を生産、販売する不法行為を厳格に打ち砕く。《河北省の自動車環境検査機構の発展計画》に基づき、環境検査機構の申請・認証の管理を規範化し、検査測定の高品質を厳格にする。使用中の車両の年度検査を強化し、基準に満たない車両には環境保護と安全合格証を発行してはならず、道路での走行を禁ずる。電子環境保護証の導入を普及し、基準に満たない車両の走行を制限する。2015 年末までに、国家第 5 段階の自動車排出基準を全面的に実施する。タクシーが高効率排気ガス浄化装置を毎年交換することを奨励する。工作機械等の非道路移動機械と船舶の汚染抑制を展開する。低速自動車（三輪車、低速貨物車）の省エネルギー、環境保護水準を向上させ、産業と製品技術の向上と更新を促進する。2015 年から、低速貨物車を小型貨物車と同等の省エネルギー及び排出基準を執行する。

16. 新エネルギー自動車の普及に注力する。公共交通、環境衛生等の業種と政府機関は率先して純電動等の新エネルギー自動車の使用を普及する。石家庄、唐山、廊坊、保定等の重点抑制都市では、毎年新たに増加する公共交通車両に占める新エネルギー、クリーン燃料車の比率を 60%以上にする。ナンバープレートの直接供与、財政補填等の総合措置を採用し、個人が新エネルギー自動車の購入を奨励する。2017 年までに、わが省の新エネルギー自動車の保有量は 5 万台以上とする。

(四)老朽な生産能力を淘汰することを加速し、産業転換のグレードアップを推進する。

17. “二つの高汚染”の業界が生産能力を新たに増加することを厳しく抑制する。全省と各市の現地の機能、地位に符合し、国が要求する産業の参入リストよりも厳しい、新設のプロジェクトの産業政策を研究・制定し、産業構造の調整を強化する。鉄鋼精錬、セメント、電気分解アルミニウム、板ガラス、船舶等の生産能力の過剰が深刻である業界及び、コークス製造、非鉄金属、カーバイド、鉄合金等の新規に増加するプロジェクトを再び審査・認可しない。新規、拡張、改築プロジェクトは生産能力の同量または減量の転換を実行する。

18. 老朽な生産能力の淘汰を加速する。産業発展の実状と環境品質の状況を結合させ、環境保護、エネルギー消耗、安全、品質基準を更に高め、老朽な生産能力を淘汰する業務を、区域を分けて明確に定め、産業転換のグレードアップを強力に進める。《一部の工業の業界において老朽な生産技術・プロセス・設備と製品を淘汰する指導リスト（2010 年版）》、《産業構造調整指導リスト(2011 年版)(修正)》の規定に基づき、経済、法律と必要な行政手段を総合的に採用し、2014 年までに、1 年前倒して、国が下達する“十二次五ヵ年計画”の

老朽な生産能力の淘汰任務を完成する(セメントの老朽な生産能力6,100万トン以上を淘汰し、板ガラスの生産能力の3,600万重量箱を淘汰する)。期日どおりに任務を完成しない市に対して、国と省が設定する投資プロジェクトを厳格に抑制し、当該地区の重点業界の建設プロジェクトに対する審査、許可、登録を暫時停止する。2016年、2017年、範囲を更に広くし、基準を更に高くした、老朽な生産能力を淘汰する政策を制定し、再びいくつかの老朽な生産能力を淘汰する。2017年までに、10万キロワット以下の通常の石炭燃焼ユニットを淘汰する。《河北省鉄鋼産業調整方案》を実施し、全省の鉄鋼の生産能力を6,000万トン削減する。

19. 小型企業の環境総合対策を強化する。全省の県域経済の発展と県クラスの都市の改造とグレードアップを結合させ、配置が分散し、設備レベルが低く、環境保護の管理施設の悪い小型工業企業に対して、全面的な管理・整理を行い、各区市と省直轄県(市)は総合整理方案を制定し、分類・管理を実施し、改造レベルを高め、配置を集約し、園内に移転させ、閉鎖・操業停止・合併・生産転換を行わなければならない。

20. 過剰生産能力を圧縮する。環境保護、エネルギー消耗、安全な法律執行、処罰を強め、省エネルギー環境保護の基準を高めることによって、“二つの高汚染”業界の過剰生産能力を退出させるメカニズムを作り出す。財政税制、土地、金融等の支援政策を制定し、過剰生産能力の“二つの高汚染”業界の企業を退出させ、転換・発展を支援する。優良企業が業界の発展に対する主導的役割を発揮し、地区を跨ぎ、所有制を跨ぎ、業界を跨ぐ企業の合併再編を通じて、過剰生産能力を圧縮することを推進する。過剰生産能力が深刻な業界の違法な建設中のプロジェクトを真剣に整理し、認可を得ずに建設、認可申請中に建設、権限を越えて審査・許可された違法なプロジェクトに対しては、まだ開始していないものは開始を許可せず、現在建設しているものは建設を停止する。各区市、省直轄の県(市)政府は、組織・指導、監督・検査を確実に強化し、生産能力の退出メカニズムを完全なものとし、断固として過剰生産能力が深刻な業界の盲目的な拡張を抑制する。

(五)エネルギー構造の調整を加速し、クリーンエネルギーの供給を強化する。

21. 石炭消費総量を制御する。国の要求に基づき、省エネルギー・エネルギーロスの低下目標を完成させ、石炭消費総量のマイナス成長を実現する。外省からの送電受入比率の増加、天然ガスの供給増加、非化石エネルギー利用強度の拡大等を通じて、石炭燃焼に代替する。2017年までに、石炭のエネルギー消費総量に占める割合は、2012年に比べて明らかに低下させ、全省で4,000万トン削減する。

22. 新設プロジェクトには自家用石炭燃焼発電所を付設することを禁止する。石炭消費プロジェクトでは石炭減量代替を実行しなければならない。コージェネレーション以外は、新設の石炭燃焼発電プロジェクトの審査許可を禁止する。既存の複数台の石炭燃焼ユニットで、その設備容量の合計が30万キロワット超の場合には、石炭の同量代替の原則に基づき、大容量の石炭燃焼ユニットを建設することができる。

23. クリーンエネルギーの代替利用を加速する。天然ガス、液化ガス、石炭由来の天然ガ

の供給を増やす。水力発電を積極的、計画的に発展させ、地熱エネルギー、風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオマスエネルギーを開発利用し、原子力発電を安全かつ高効率に発展させる。都市のクリーンエネルギー使用比率を着実に高める。天然ガスの使用方式を最適化する。新しく増加する天然ガスは優先的に住民の生活、或いは石炭燃焼の代替として使用しなければならない。天然ガスの分散式エネルギー等の高効率プロジェクトを奨励・発展させ、天然ガスの化学工業プロジェクトを制限する。天然ガスのピークロード発電所を計画的に発展させ、原則として天然ガス発電プロジェクトは新設しない。石炭由来天然ガスの発展計画を制定し、最も厳格な環境保護の要求と水資源供給の保障を前提として、石炭由来天然ガスの産業化と規模化を加速する。2017年までに、既存の工業企業の石炭燃焼施設はすべて天然ガス利用に切替、あるいは周辺発電所からのガス・電力供給とし、石炭燃焼ボイラー、工業用窯炉、自家用発電所の天然ガスへの切替改造任務を基本的に完成させる。

24. 石炭のクリーン利用を推進する。石炭選洗率を高め、新設炭鉱では建設と同時に石炭選洗施設を建設しなければならない。既存の炭鉱でも迅速に建設しなければならない。2017年末までに、原炭洗炭率を70%以上に高める。高灰分、高硫黄分の低品質炭の輸入を禁止し、石炭品質管理規則を研究・制定する。高硫黄分の石油コークスの輸入を制限する。各市、県(市、区)の市街区は高灰分、高硫黄の低品質炭の販売を制限する。

25. 都市の高汚染燃料の使用禁止エリアを制定する。都市の高汚染燃料の使用禁止エリアを市街地から近郊に徐々に拡大する。市内の村、都市と農村の境界域、スラムの改造と結合し、政策補償とピークバレー電気料金、季節的電気料金、段階的電気料金、ピークコントロール電気料金などの措置を通じて、徐々に天然ガスや電気による石炭代替を推進する。2013年末までに、各区市と省直轄の県(市)では“高汚染燃料の使用禁止エリア”の計画及び調整業務を完成させ、社会に公表する。各市の燃料使用禁止エリアの面積は建設エリア面積の80%を下回らない。燃料使用禁止エリアは原炭のバラ焼きを禁止する。

26. 農村の炊事、暖房、施設の石炭使用を削減する。全省の農村の環境改善とグレードアップ及び“四清四化”総合対策の要求を結合し、液化ガスボンベでの供給と再生可能エネルギーによる炊事、暖房の供給を拡大する。クリーン石炭、鋳型石炭、バイオエネルギーの使用を推進し、太陽エネルギー、地熱、水力発電等のクリーンエネルギーの開発・使用、農村の炊事、暖房、施設の農業用石炭燃焼装置と設備の改造とグレードアップを奨励する。2017年までに、我が省の平原地区と条件のある山間地では、県(市、区)を単位として、クリーン石炭の配合センター及びあらゆる農村(郷・鎮)をカバーするクリーン石炭の供給ネットワークを建設し、クリーン石炭の使用率は90%以上とする。

27. エネルギーの使用効率を高める。省エネ評価審査制度を厳格に実行する。新設する高エネルギー消費プロジェクトの製品(生産額)当たりのエネルギー消費を国内先進水準とし、エネルギー使用設備の一級エネルギー効率基準を達成する。

28. グリーンビルディングを積極的に発展させる。政府投資の公共建築、保障型住宅など

には率先してグリーンビルディング基準を適用しなければならない。新築建物には強制的省エネルギー基準を厳格に適用し、太陽エネルギー温水システム、地中熱源ヒートポンプ、空気熱源ヒートポンプ、建物一体型太陽電池、「熱・電気・冷氣」コージェネレーションなどの技術と設備の使用を普及させる。熱供給の計量改革を推進し、既存建物の熱供給の計量と省エネ改造を加速する。一定条件のある地区では、新築建物と熱供給計量の改造を完成させた既存建物では、面積による料金徴収を取り止め、熱供給の計量による料金徴収を実施する。熱供給配管網の建設と改造を加速する。2017年までに、改造の価値がある古い住宅の熱供給計量と省エネ改造を80%完成させる。

(六)省エネ環境保護市場参入条件を厳格化し、産業の空間配置を最適化する。

29. 生産力の配置を調整する。主体となる機能区画の要求に基づき、重点産業の発展配置、構造、規模を合理的に確定し、重要な建設プロジェクトは原則上、優先開発区と重点開発区に配置する。あらゆる新設、拡張、改造プロジェクトは、環境影響評価を全て行わなければならない。環境影響評価の審査がまだ通過していないプロジェクトは、建設着工を一律行ってはならない。違反して建設するものは、法に基づき処罰する。産業政策による産業移転の過程のなかでの誘導と強制作用を強化し、生態が脆弱或いは環境に敏感な地区に“二つの高汚染”の業界のプロジェクトを建設することを厳格に規制する。各種の産業発展計画に対する環境影響評価を強化し、国が確定した生産能力が過剰な業種で計画の環境評価を行っていないものは、その具体的建設プロジェクトの環境審査を原則上受理しない。

30. 省エネルギー・環境保護の指標の強制力を強化する。省エネルギー・環境保護への参入ゲートを高め、重点業種への参入条件を健全化し、参入条件に適合する企業リストを公表し、且つ動態管理を実施する。汚染物の排出総合規制を厳格に行い、二酸化硫黄、窒素酸化物、粉塵、揮発性有機物汚染物の排出が総量規制基準に適合しているか否かを、建設プロジェクトの環境影響評価審査の前提条件とする。発展改革、工業と情報化、環境保護、工商等の部門は、連合して参入メカニズムを作り、重点業種におけるプロジェクトの立案、技術改造、環境評価審査のなかで、それぞれの職務を司り、省エネルギー・環境保護の参入ゲートを厳しくチェックしなければならない。

31. 都市の重点抑制・特別排出制限値を実行する。石家庄、唐山、廊坊、保定市と定州、辛集市において、火力発電、鉄鋼、石油化学、セメント、非鉄金属、化学工業等の企業及び石炭燃焼ボイラーを新設するプロジェクトは、大気汚染物の特別排出制限値を実行し、邢台、邯鄲市の火力発電、鉄鋼、セメント業では重点抑制都市の管理を参照しなければならない。能力評価、環境評価審査を通過していないプロジェクトに対しては、関連部門は審査、許可、登記を行ってはならず、土地を提供してはならず、建設着工を許可してはならず、生産許可証、安全生産許可証、汚染排出許可証を発行してはならず、金融機関はいかなる形式の信用授与による新規増加と融資の支援を行ってはならず、関連部門は電力、水の供給を行ってはならない。特別排出制限値の規定に到達できない企業に対しては、期限を設けた対策、閉鎖取締り等の措置を採用する。

32. 空間配置の最適化を行う。都市計画を科学的に制定し、且つ厳格に実行し、都市空間の管制要求と緑地の規制要求を強化し、各種の産業園区と新都市、新区の設立と配置を規範化し、都市計画の随意的調整と改修を厳禁し、大気汚染拡散防止に有利となる都市と地域の空間配置を形成する。

33. 汚染の重大な企業の移転・改造を推進する。過剰な生産能力、省エネルギー・排出削減企業と企業の合併改組を結合・融合し、都市中心区に位置する鉄鋼、石油化学、化学工業、非鉄金属精錬、セメント、板ガラス等の重大な汚染企業の環境保護のための移転・改造を順序立てて推進する。2017年までに、123社の重大な汚染企業の移転を完成する。

(七) 企業の技術改造を加速し、科学技術の刷新能力を高める。

34. 科学技術の研究開発と普及を強化する。我が省重点都市の微小粒子状物質の空気品質の継続的改善と管理技術の研究開発の推進を速め、スモッグ天気の人工的な制御の試験と研究を展開する。大気汚染防止の重点業務と必要性に基づき、脱硫、脱硝、高効率集塵、揮発性有機化合物の制御、ディーゼルエンジン（車）の排出浄化、環境モニタリング、及び新エネルギー自動車、スマート電力網等の方面の技術開発を強化し、技術成果の応用を推進する。大気汚染対策の先進技術、管理経験等の国際交流と協力を強化する。

35. クリーン生産を全面的に推進する。排出源での汚染予防を強化し、省エネルギー・排出削減に関連する分野と薄弱なポイントに対して、先進的で適用可能なクリーン生産技術、プロセス、装備を採用し、クリーン生産の技術改造を実施する。2017年までに、鉄鋼、セメント、化学工業、石油化学、非鉄金属精錬等の業種ではクリーン生産審査を完成し、重点業種の汚染排出強度は2012年に比べて30%以上低下させる。

36. 循環経済を大いに発展させる。産業の集積発展を奨励し、園区の循環化への改造を実施し、エネルギーの段階的利用、水資源の循環利用、廃棄物の交換・综合利用、土地の節約・集約利用を推進し、企業の循環式生産、園区の循環式発展、産業の循環式ユニット化を促進し、循環型工業体系を構築する。伝統産業が比較的集中している高陽等の地域を選択し、省エネルギー・排出削減と循環経済モデル県の建設を推進する。セメント、鉄鋼等の工業用窯炉、高炉では、廃棄物の協同処置を推進する。機械・電気製品の再製造を大いに発展させ、資源の再生利用による産業発展を推進する。2017年までに、一定規模以上の工業機関における工業増加値のエネルギー消費を、2012年に比べ20%以上低下し、50%以上の各種の国家級園区と30%以上の各種の省級園区では循環化への改造を実施する。主要な非鉄金属及び鉄鋼の循環再生比率を40%以上とする。

37. 省エネルギー・環境保護産業の発展を加速する。先進的な省エネルギー・環境保護の設備と製品を大いに普及させ、省エネルギー・新エネルギー自動車、光発電、地熱ヒートポンプと新エネルギー設備の国内消費市場を拡大し、省エネルギー・環境保護産業の新業態、新モデルを積極的に育成し、省エネルギー・環境保護、新エネルギー等の戦略性のある新興産業の発展を効果的に推進する。外商の省エネルギー・環境保護産業への投資を奨励する。

(八) 観測警報・応急体系を建設し、重大な汚染の天候に適切に対応する。

38. 健全な観測予報体系を建設する。各級環境保護部門は気象部門との協力を強化し、協議メカニズムと重大な汚染天候の観測と警報体系を建設する。2013年までに、省級と石家庄、保定、邢台、邯鄲市において重大な汚染天候の観測と警報体系を建設する。2014年までに、その他の区・市と省直轄の県（市）での建設任務を完成する。重大な汚染天候の趨勢分析をより良く行い、協議・研究・判断を強化し、観測・警報の正確度を高め、観測・警報情報を迅速に公布する。

39. 環境応急対策を制定する。各区・市と省直轄の県（市）政府は2013年末までに重大な汚染天候の応急対策を制定し、且つ社会に公布しなければならない。責任主体を確定し、応急組織機構及びその職責、警報予報及び関連プロセス、応急処置及び保障措置等の内容を明確にし、異なる汚染レベルに基づき、限定生産、生産停止企業リスト、自動車と粉塵の制御、中小学校の授業停止及び信頼性のある気象予報等の対応措置を制定する。重大な汚染転機への応急訓練を展開する。2013年10月末までに、省級の応急対策の編成を完了し、且つ環境保護部に報告し、記録に留める。

40. 応急措置を迅速に採用する。重大な汚染天候の応急対応を各級政府の突発事件の応急管理体系に組み込み、政府の主要責任者の責任制を実行する。省環境応急と事故調査センターを設立する。重大な汚染天候の予報レベルに基づき、応急対応を迅速に発動し、公衆による予防を誘導する。

四. 保障措置

41. 組織指導を強化する。省大気汚染防止工作指導小組を設置する。省長を組長、関係所管副省長を副組長、省政府関係部門・各区市及び省直轄県（市）政府主要責任者を指導小組メンバーとする。指導小組は産業の構造と配置の調整、エネルギー消費構造の調整、立ち後れた産業能力の淘汰、重点業種の管理、クリーナープロダクション技術改造等の重大政策と措置を研究制定する。考査評価方法を制定し、地方政府の着実な実施法案を指導・調整する。各部署を統一し、全省が団結して防止・抑制業務を行う。指導小組は総合調整（省環境保護庁を責任部門とする）、産業エネルギーコントロール（省発改委を責任部者とする）、汚染の排出削減（省環境保護庁を責任部門とする）、自動車管理（省公安厅を責任部門とする）、農業面源管理（省農業庁を責任部門とする）、都市総合整備（省住房城郷建設庁を責任部門とする）、資金保障（省財政庁を責任部門とする）、監督監察（省監察庁を責任部門とする）と実績考査（省共産党委員会組織部を責任部門とする）の9の工作組を下に設置し、それぞれ所管の省指導者を組長とする。指導小組弁公室を省環境保護庁に設置し、弁公室主任は省環境保護庁長が担当し、副主任を省関係部門の担当者が担当する。各工作組弁公室は該当する職能部門に設置する。

42. 分業責任を明確にする。各区市及び省直轄県（市）政府は、行政区域内の大気環境の品質に全ての責任を負い、国及び省の全体部署及び抑制指標に基づき、当該地の大気汚染

防止実施細則を制定し、作業重点と年度抑制指標を確定し、政策措置を完全なものとし、併せてこれを社会に公表する。途切れることなく、監督管理の度合いを強め、任務の明確さ、事業の明晰さ、資金の保障を確保しなければならない。省政府関係部門は各自その職務を司り、各自その責任を負い、協調して共同作業を行い、緊密に助け合い、大気汚染防止につながる投資、財政、税収、金融、価格、貿易、科学技術等の政策を制定し、法律に従い各自所管の環境保護業務をより良く行い、大気汚染防止へ向けた大きな力を形成する。環境保護部門は実施案の実行状況の指導・監督を強化し、組織的に大気汚染防止作業を調整し、周辺地区の省（市）及び省内都市が協調・団結した防止・抑制メカニズムを構築し、大気環境の監督計測、科学研究を組織的に展開し、各種汚染物の排出総量を削減し、監察、組織部門が共同して監督・考査・賞罰方法を制定し、且つ組織・実施する。発展改革部門は石炭消費総量の抑制を行い、産業配置を最適に調整し、重汚染企業の移転、技術改造を加速し、クリーンエネルギーの利用を高め、循環経済を発展させ、汚染排出の費用徴収、価格と金融貿易政策を着実に行わなければならない。工業・信息化部門は立ち後れた生産能力の淘汰計画を組織的に実施する。公安交通管理部門は自動車管理措置を制定し、“黄標車（排気ガス汚染が深刻な車両）”、旧型車の淘汰、走行制限案を実施する。住房城郷建設部門は都市既有の居住建築への供熱計量及び省エネ改造、都市暖房用石炭ボイラーの淘汰と技術改造、都市及び住宅建築と市政工程の施工現場の粉塵抑制、都市緑化を推進する。商務部門はヴェイパー回収、高品質ガソリンの供給を推進し、“黄標車”、旧型車の淘汰作業と歩調を合わせる。国土資源部門は鉱山緑化と生態環境の修復、整備及び規範的な採鉱、採石を推進する。水利部門は都市周辺の不法な採砂の取り締まりに責任を負い、小型水力発電の発展計画を制定する。財政部門は資金投入を増やし、財税補填による奨励政策を整備する。科学技術部門は環境保護科学技術の研究開発と普及を強化する。林業部門は都市周辺部の生態林建設を強化し、農業部門は農業生産活動がもたらす大気汚染の防止及び稲藁の総合利用技術の普及と農村の新エネルギー利用を強化する。規律検査部門は大気汚染防止作業の実施状況の監督指導、監察に責任を持つ。組織部門は各級政府、関連部門の指導小組と指導幹部の環境保護の職責履行に対し総合的に評価を行う。汚染排出企業は環境保護規定に照らし合わせ、内部管理を強化し、資金投入を増加し、先進的な生産技術と管理技術を採用し、汚染物質が排出基準に達し、ひいては“ゼロエミッション”を達成しなければならない。自覚を持って社会責任を履行し、社会による監督を受け入れなければならない。

43. 法規政策を整備する。国家の環境保護法と大気汚染防止法の修訂にあわせ、早急に《河北省環境保護条例》と《河北省大気汚染防止条例》を修訂し、総量規制、汚染排出許可、緊急警告、法律責任等の制度を重点的に健全化し、環境保護と公安が連動する健全な執行メカニズムを打ち立て、違法行為に対する処罰を厳格化する。健全な環境公益訴訟制度を打ち立てる。《河北省自動車排気ガス汚染防止弁法》、《河北省環境管理監督検査・責任追及弁法》、《河北省環境監督管理実行グリッドマネジメント弁法》、《河北省汚染排出許可証管

理弁法》と《河北省環境管理計測弁法》等を制定する。重点業種の排出基準と汚染防止技術政策、クリーナープロダクション評価指標システム等の制定を早める。

44. 大気環境改善に利する経済政策を実施する。企業の“トップランナー”制度を制定し、エネルギー効率、汚染排出強度が更に高いレベルの先進企業になるよう奨励する。全面的に“ESCO”の財税優遇政策を着実に実施する。排気の脱硫、脱硝済み電力買い取り価格を厳格に実施し、現有火力発電ユニットには新技術の集塵設備改造を施し、価格政策支援を行う。累進式電力価格制度を実施する。適時に汚染排出費用基準を引き上げ、揮発性有機化合物（VOC）を汚染排出費用の徴収範囲に組み入れる。税法法律法規規定に合わせ、専用設備を使用する企業、或いは環境保護プロジェクトを目的として建設を行う企業及びハイテク企業は、企業所得税での優遇を受けることができる。稲藁综合利用を奨励する税収優遇政策を着実に実施する。工業の環境保護技術改造の補助金を強化する。汚染排出地での納税体制整備を協調して推進する。省エネ環保投融资体制改革を深化させ、民間資本と社会資金が大気汚染防止分野に流れ込むよう奨励する。銀行金融機関が大気汚染防止プロジェクトへ与信による支援を行うことを強化し、汚染排出権を担保とした与信モデルを模索し、省エネ環保施設への融資・リース業務を開拓するよう指導する。民生に及ぶ“煤改气（家庭用燃料の石炭からガスへの転換）”、“黄標車”及び旧型車輛の淘汰、低速貨物車から軽型貨物車への代替支援政策を強化し、重点業種のクリーナープロダクションモデルプロジェクトに対して指導的資金支援を与える。重点区域の大気汚染防止の支援を強化し、改善の成果に照らし合わせ“報償を以て補助金に代える”事とする。過剰生産能力の緩和、企業移転補償方案の制定を加速する。環境保護、工商、銀行、質量監督・安全監督部門の疎通・協調を強化し、レッドブランド、ブラックブランドとブラックリスト制を導入実行し、緑色貸し付け・緑色証券政策を完備し、環境保護違反企業の与信と上場融資を厳しく制限する。汚染排出権取引を普及させ、大気汚染物排出許可制度を完備し、汚染物の総量抑制を強化し、排出許可量を超過した企業に対しては、超過部分に対して有償使用させる。環境大気質量監督観測ステーションの建設とその運用、監督管理費用を各級政府の予算に組み入れ、保障する。

45. 環境監督管理能力を向上させる。“インテリジェント環境保護”建設を始動し、環境ファクターが全て揃った、技術設備が先進的で、基礎データが完備された、インタラクションシステムを応用した、情報共有ができるスマート全省生態環境法執行監督管理プラットフォームを構築する。省、市、県公安機関は専門部署と人員を明確にし、環境違法行為を厳しく取り締まらなくてはならない。環境保護部門は独立的な大気汚染防止監督管理部署を設置し、専門要員を配置し、大気汚染防止業務に責任を負わなければならない。環境監督計測、情報、緊急、監察、科学研究、宣伝教育等キャパシティビルディングを強化し、2015年までに省、市、県クラスの環境観測、環境情報、環境監察法執行、宣伝教育のキャパシティをスタンダードレベルのニーズを満たすようにしなければならない。省のスモッグ重点実験室を建設し、省の気象と生態環境の重点実験室建設を強化し、我が省の関係

科学研究機構が大気汚染防止におけるキーテクノロジーの研究開発を展開する事を支援する。衛星によるリモートセンシング、無人飛行機等の新技術の利用を研究し、大気環境の立体観測体系を実現する。2014年6月までに、各県（市、区）全てに大気6項目汚染物質の自動観測ステーションを建設し、省レベルでのネットワーク化を実現する。2014年末までに、全面的に重点汚染企業の二酸化硫黄、窒素化合物、空中浮遊微粒子のオンライン観測のキャパシティビルディング、併せて省と市の環境保護部門のネットワークを全面完備し、揮発性有機化合物のオンライン観測キャパシティビルディングを強化する。自動車汚染排出の監督管理プラットフォームの建設を強化し、環境保護、公安部門の実行ネットワークを構築し、省クラスの自動車汚染排出監督抑制管理弁公室と各市の自動車監督抑制センターを設立する。

46. 環境法執行を強化する。環境監督管理メカニズムを新たに構築し、地方政府の環境管理に対する主体的責任を強化し、市、県（市、区）、郷（鎮）等、各層において責任状に署名し、“全方面で遺漏のない”環境のグリッドマネジメントモデルを打ち立てる。環境保護、監察、発展改革、工業・信息化、公安等の各部門は途切れることなく深く環境保護の専門アクションを展開し、聯合法執行（案件に対し複数の関係政府部門が共同して法を執行する）、区域法執行、交叉法執行等、法執行のメカニズムをあらため、重点を明確にし、更に注力し、環境違法行為を厳しく管理しなくてはならない。隠れた排出や放出、検査で度々違反を犯している企業は法に従い生産停止や閉鎖されなければならない。環境犯罪の疑いがあるものに対しては法に従い刑事責任を追求する。法執行の責任を負い、監督者の欠員、法執行に十分に努力しない、情実に囚われ法を曲げる等の行為は、監察機関が法に従い関係部門と職員の責任を追及する。

47. 環境の情報公開を強化する。各部門は協調して情報連合発信プラットフォームを構築し、発信方式を規範化し、情報資源の整合性をとり、情報公開の実効性と権威を高める。省環境保護庁は毎月各区・市及び省直轄県（市）の環境大気品質のランキング状況を発表し、環境大気品質が最も悪い、最も良い20の県（市、区）リストをそれぞれ発表し、自ら進んで汚染源の監督管理情報を公開し、その他部門と共同で企業の環境行動情報を発表する。省の工業・信息化庁は立ち後れた産業能力の淘汰プロジェクトリストを公開する。省発展改革委員会は重大産業調整目録とエネルギー構造調整プロジェクトを責任を持って発信する。省住房城郷建設庁は都市住宅建築と市政工程の施行現場における塵埃と既存住宅建築物の供熱計量と省エネ改造プロジェクトを責任を持って公開する。省公安庁は責任を持って自動車管理と“黄標車”の淘汰情報を責任を持って公開する。省商務庁は石油製品の使用とガソリンスタンド、備蓄庫のヴェイパー回収の改善進展情報を責任をもって公表する。省国土資源庁は鉱山改善の関係情報を公表する。各市政府は責任を持って市環境大気品質状況、緊急案件、新規建設プロジェクトの環境アセスメント、企業の汚染物排出状況、施設運行の改善状況等の環境情報を公表し、社会の監督を受けなければならない。大衆利益に関連する建設プロジェクトは大衆意見の十分な聞き取りを行わなければならない。重

汚染業界の企業は環境情報の強制公開制度を打ち立てる。

48. 厳格に審査賞罰を行う。省政府と各区市と省直轄県（市）政府は大気汚染防止目標責任書に署名し、目標任務を各級政府・企業に切り分けて着実に実行させる。空中浮遊微粒子の抑制目標を経済社会発展の拘束性指標とし、大気品質改善を核心的目標とし審査体系を構築する。省政府は審査方法を制定し、毎年年初に各市前年度の防止改善任務の完成状況に対し審査を行う。2015年には中間評価を行う。2017年には最終検査を行う。審査と評価結果は省政府の同意を得た後、社会に対して公表し、併せて組織部門を通じて、関連規定に照らし合わせ、指導グループ及び指導幹部が行う総合審査評価の重要根拠とする。実施法案の完成状況が良好で、大気環境品質に顕著な改善が見られた市、県（市、区）の主要責任者は、優先的に任用する。年度審査をクリアしない市、県（市、区）は、環境保護部門が共同で監査、組織部門が関係責任者との面談を経て、改善意見を提出し、督促する。業務に努力しない、担当者の欠員等、有効な対応を行わず重度の大気汚染をもたらす、観測数値に干渉、偽造等を行う、年度の任務目標を達成していない場合は、その責任を厳しく追及し、監察機関より法律・規律に従って関係組織及び人員の責任を追及する。上述の関係地区・企業で建設プロジェクトの環境評価、エネルギー評価の認可制限を行うものは、省が与えた関連の荣誉称号を取り消す。

49. モデル事業を展開する。大気汚染防止モデル事業を展開し、重点都市を選定し、大気環境の総合改善モデル事業とし、“報償を以て補助金に代える”政策支援の範疇に組み入れ、併せて徐々にモデル事業数と報償資金規模を拡大する。循環利用、ゼロエミッションモデルプロジェクトを推進し、区域の大気及び水環境の総合整備モデル、“汚染排出とエネルギー消費量が高い”企業の転換モデル、製鉄企業のリストラモデル、稲藁综合利用の規範モデル、汚染排出権の確定と有償使用及び排出権担保の与信モデル事業などを展開する。

50. 大衆の参画を奨励する。環境改善は全ての人に責任がある。積極的に粒子状物質の発生防止を重点とした多様な宣伝教育を展開し、大気汚染防止に関する科学的知識を普及させなければならない。文明、節約、グリーンな消費方式と生活習慣を率先して提唱し、大衆が自ら行い、僅かなことから始め、身の回りの小さな事から始めるよう導き、全社会において“共に呼吸し、ともに奮闘する”という行動ルールを確立し、大気品質の改善に努力する。各級環境保護部門は、汚染の有償通報制度を確立し、奨励資金を確保し、大衆による汚染排出企業による隠れた排出放出、車輛の不完全燃焼による有毒排ガスの排出、残土運搬車輛による残土落下、稲藁の露天焼却等の環境違法行為などの監督を奨励する。積極的に生態モデルの建設、環境モデル都市、緑色学校、緑色企業、緑色コミュニティ、緑色家庭等を作り上げる活動を推進する。各区市と省直轄県（市）は、各関係部門と企業は本実施法案の要求を参照し、現地の实情にあわせ、思い切って貫徹実施し、環境大気品質改善目標を期待どおりに実現する事を確保する。